

3. 申込手順等

1 申込みの流れ

申込み手続の流れは次のとおりです。申込みは、学校から指定された期限までに行わなければなりません。学校によってはスマートフォンによる申請も受け付けていますので、その場合は下記（１）（２）はスマートフォン上で行うことになります。

（１）申込み関係書類の作成

6～7ページ記載の必要書類のうち、「1. 学生支援緊急給付金申請書」と「2. 誓約書」について、文部科学省ホームページに掲載されている様式をダウンロードのうえ必要事項を記入してください。

（２）必要書類を学校へ提出

定められた期限までに、6～7ページ記載の必要書類を在学学校へ提出します。提出前に必要書類が不備なく整っているか確認してください。（大学等によっては、LINEによる申請も受け付けています。所属大学等に確認してください。）

（３）大学等での審査

申請者の所属大学等が提出書類を確認したのち、支給要件に該当するかどうかを審査します。

（４）審査結果を大学等から機構へ提供

各大学等での審査の結果、要件に合致すると判断した学生等の推薦リストを作成し、機構へ口座情報とともに提供します。

（５）機構から学生等へ振り込み

機構から、申請時に提供のあった学生等の口座に給付金を振り込みます。

2 必要書類と提出先の確認

提出先に注意したうえで、以下の必要書類を提出してください。（書面又は電子媒体を所属大学等に提出。スマートフォンによる申請を受け付けている大学等においては、画像ファイルも可。それ以外の方法で提出を希望する場合は所属大学等に相談してください。）

必要書類	概要	提出先
1. 「学生支援緊急給付金申請書」【様式1】	本制度による給付金の支給を申請するための書類。 ※すでに機構の奨学生である場合は、振込先口座の記入は必要ありません。奨学生でない場合は、4ページに記載されている取扱い金融機関を確認したうえで振込先口座を記入してください。	在学している学校
2. 「誓約書」【様式2】	申請者（学生等）本人が受ける給付金の支給要件等を確認するための書類。 ※申告内容に虚偽の記載があったときは、支給した給付金を返還していただくことがあります。	

要件		必要書類	提出先
3. 支給要件を満たすことを証明する書類	①家庭から多額の仕送りがない	誓約書（様式2）に金額（年額）を記載 ※1年生は仕送り予定額、2年生以上は2019年度の仕送り額を記載 <u>預貯金通帳等の写し（任意）</u>	在学している学校
	②原則として自宅外で生活している	<u>アパート等の賃貸契約書の写し、直近の家賃の支払い根拠書類、住民票の写し等</u>	
	③生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い	誓約書（様式2）に金額（年額）を記載 ※1年生はアルバイト収入予定額、2年生以上は2019年度のアルバイト収入額を記載。	
	④家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない	コロナ感染症対策に係る他の公的支援措置を受けている場合の受給証明書等（提出可能な場合）又は申請書の「3. 申し送り事項」に事情を記入	
	⑤コロナ感染症の影響でアルバイト収入が大幅に減少（前月比50%以上）している	<u>アルバイト先からの給与明細または振込口座の預貯金通帳の写し（任意）等（本年1月以降の2か月分で減少がわかるもの）</u>	
	⑥既存の支援制度について以下のいずれかを満たす 1) 新制度の第Ⅰ区分の受給者 2) 新制度の第Ⅱ区分又は第Ⅲ区分の受給者であって、第一種奨学金の併給が可能なものにあつては、限度額まで利用している者又は利用を予定している者 3) 新制度に申込みをしている者又は今後利用をする者であって、第一種奨学金の限度額まで利用している者又は利用を予定している者 4) 新制度の対象外であつて、第一種奨学金の限度額まで利用している者又は利用を予定している者 5) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者	<u>以下に係る認定書の写し（提出可能な場合）</u> ・住民税非課税証明書 ・給付奨学金（奨学生証） ・第一種奨学金（奨学生証） ・民間等による支援制度 ※申請時点において、給付奨学金・貸与奨学金のいずれも活用していない場合は、本給付金の申込時に、原則1か月以内に申請する旨を確認します。	
	⑦留学生等（日本語教育機関の生徒を含む）については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済的に困窮していることに加えて、以下の要件を満たすことが必要。 1) 学業成績が優秀な者であること。具体的には、前年度の成績評価係数が、2.30以上であること 2) 1か月の出席率が8割以上であること 3) 仕送りが平均月額90,000円以下であること（入学料・授業料等は含まない。） 4) 在日している扶養者の年収が500万円未満であること	仕送り額や扶養者の年収が確認できる振込口座の預貯金通帳の写し等	

(注)「3. 支給要件を満たすことを証明する書類」については、原則申請時に提出していただく必要がありますが、やむを得ない事由により提出が困難な場合については、当該書類の添付を省略して申請することが可能です。ただし、必要に応じて申請時に所属大学等からのヒアリングを受けて頂くとともに、申告内容に虚偽が判明した場合は、支給した給付金を返還して頂くことがあります。